

「Nikkei Asian Review」申込規約

1. 「Nikkei Asian Review」(以下「本サービス」)の購読に関する契約(以下「本契約」)は、本サービスの購読を申し込む事業者(以下「顧客」)と NIKKEI GROUP ASIA PTE LTD(以下「日経」)との間で成立する。顧客が本購読申込書(以下「本書」)を用いて日経に対し本サービスの購読を申し込み(顧客が販売会社を経由して日経に本サービスの購読を申し込む場合を含む)、日経がその内容を承諾した場合に本契約は成立する。
2. 日経は、顧客が本サービスの購読を認める個人(以下「購読者」)に対し本サービスを提供する。顧客は、本サービス ID(4.で定義する)を取得した個人以外の者に本サービスを利用させてはならず、本サービスに関するデータ、マニュアル等を購読者以外の第三者に提供してはならない。
3. 顧客は、本サービスのウェブサイト上に掲載されている「Nikkei Asian Review」利用規約(以下「NAR 利用規約」)の内容を自ら承諾するとともに、購読者に対して周知徹底のうえこれを遵守させるものとし、日経は、本契約の成立をもって顧客および購読者が NAR 利用規約に同意したものとみなす。
4. 日経は、顧客から本書の提出を受けた後(販売会社を通じて本書の提出を受けた場合も含む)、本サービスを購読するにあたって必要となる ID(以下「本サービス ID」)を顧客に対して交付するものとする。
5. 顧客は、本サービス ID の数または購読者が変更(解約を含む)となる場合、もしくは、「Nikkei Asian Review プリント版」(以下「プリント版」)の部数または配達先住所が変更となる場合には、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)に変更内容を記載した所定の変更申込書を速やかに提出するものとする。日経は、最新かつ唯一の変更申込書を有効として取り扱うものとする。これら契約条件の変更の届出は毎月 20 日で締め切り、翌月 1 日から適用する。
6. 本サービスの代金(以下「本サービス代金」)の金額は別紙に定めるとおりとする。本サービス代金は、本サービス ID の数およびプリント版の部数に応じて変更されるものとする。
7. 顧客は、本サービス代金を、原則として、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)から請求を受けた日から 1 カ月以内に日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)の指定する銀行口座に振り込み支払う(振込手数料は顧客の負担とする)。ただし、日経と顧客との間で別途定めがある場合はそれにしたがう。
8. 顧客が本サービス代金の支払いを遅滞したとき、手形または小切手の不渡りを出したとき、破産、民事再生、会社更生等の申立てをなし、または申立てを受けた場合、その他これらに準ずる事情が生じた場合は、日経は本契約を直ちに解除することができる。この場合、日経は、既に支払われた本サービス代金の払戻義務を一切負わないものとする。
9. 本契約の期間満了日の 10 日前までに、顧客が日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)に対し文書による解約の申し出を行わないときは、本契約は、自動的に同一期間更新されるものとし、以後も同様とする。
10. 日経は、顧客に対する事前の文書による通知をもって本サービス代金を改定することができるものとする(ただし、本サービス代金の改定は、次回の契約更新時から適用されるものとし、顧客が期間満了日の 10 日前までに、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)に対し当該改定に応じない旨を文書で通知したときは、本契約は期間満了日をもって終了するものとする)。
11. 顧客は、契約期間中であっても、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)に対し文書で解約の申し出を行うことによって、本契約を終了させることができる。ただし、この場合、日経は、既に支払われた本サービス代金の払戻義務を一切負わないものとする。
12. 顧客は、本サービスに係わる記事、写真、イラスト、データ、画像、映像、ソフトウェア等のすべての知的財産権が日経または正当な権利を有する第三者に帰属することに同意する。
13. 顧客および購読者は、形態の如何を問わず、日経の書面による事前の承諾なしに以下の行為をしてはならない。

- ① 本サービス ID の転売、貸与、譲渡および担保提供
 - ② 本サービスで提供される情報の蓄積(ただし、NAR 利用規約により認められる場合を除く)
 - ③ 本サービスで提供される情報の複製および改変、並びにこれら複製物等の頒布、掲載および販売
14. 購読者の行為により日経または販売会社が損害を被った場合、顧客が当該損害を賠償するものとする。
 15. 顧客は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡または引き受けさせることはできない。
 16. 顧客は、本契約締結時および将来において自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）でないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗り日経に対し不当行為等をなさないこと、自らの代表者、役員または実質的に経営権を有する者が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。日経は、顧客の当該表明保証に対する違反を発見した場合、通知または催告なしに本契約を解除でき、その結果、顧客または購読者に損害が生じたとしても、一切の損害を賠償しない。
 17. 本契約に定める日付は日本時間とする。
 18. 本契約はシンガポール法に準拠し解釈判断されるものとし、本契約に関する一切の紛争に関しては、シンガポール下級裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
 19. 本契約に定めのない事項および本契約に関する疑義が生じた場合、当事者は信義誠実の原則にしたがって協議するものとする。

(2014 年 12 月 1 日制定)

(2015 年 1 月 28 日改定)

別紙

【本サービス代金】(いずれも税抜価格。別途定めがある場合はそれにしたがうものとする)

(1) 基本料金 (本サービス 3ID+プリント版 1冊)

購読期間	基本料金
6 カ月	SGD300 / USD234
12 カ月	SGD550 / USD432

(2) 本サービス ID 追加料金

追加 ID の合計数に応じて追加料金を次のとおり定める。

① 追加 ID の合計数が 1 個から 7 個の場合

購読期間	1ID あたり追加料金
6 カ月	SGD90 / USD70
12 カ月	SGD165 / USD130

② 追加 ID の合計数が 8 個から 22 個の場合

購読期間	1ID あたり追加料金
6 カ月	SGD85 / USD66
12 カ月	SGD158 / USD123

③ 追加 ID の合計数が 23 個以上の場合

購読期間	1ID あたり追加料金
6 カ月	SGD81 / USD63
12 カ月	SGD148 / USD115

(3) プリント版追加料金

購読期間	1部あたり追加料金
6 カ月	SGD75 / USD60
12 カ月	SGD150 / USD120

留意点

- ・本サービス代金は、基本料金、本サービス ID 追加料金およびプリント版追加料金の合計額とし、その具体的な金額は上記のとおりとする。
- ・本サービスの購読期間は、6 カ月または 12 カ月とし、申込書に記載された購読開始月の 1 日から開始する。
- ・購読期間中に本サービス ID が追加された場合、顧客は、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)の請求にしたがって、その追加された本サービス ID にかかる追加料金を支払う。当該追加料金は、追加が適用された日から購読期間満了日までの残期間(以下「残期間」)について、月割り計算で算出するものとする。
- ・購読期間中にプリント版の部数が追加された場合、そのプリント版追加料金は残期間について発生するものとし、顧客は、日経に対し、日経(顧客が販売会社を経由して本サービスを申し込んだ場合には、販売会社)の請求にしたがって、当該料金を支払う。